

■ 行政監査の結果

社会福祉法人福祉楽団に対する監査

| | |
|------|----------------------------|
| 実施日 | 2016年12月13日 |
| 根拠法令 | 社会福祉法 第56条 |
| 対象種別 | 法人 |
| 実施官庁 | 千葉県 |
| 実施場所 | 社会福祉法人 福祉楽団（千葉県香取市沢2459番1） |
| 監査結果 | 以下のとおり |

報告を要しない指摘事項

【運営管理】決算及び財務諸表

- 1 借入金明細書の設備資金借入金「差引期末残高（うち1年以内償還予定額計）」及び支払利息「当期支出額合計」が財務諸表と相違するので、精査のうえ整合性を図ること。
- 2 国庫補助金等特別積立金の積立・取崩は、次のとおり取り扱うこと。
 - (1) 積立は、補助金事業等収益明細書「うち国庫補助金等特別積立金積立額」と国庫補助金等特別積立金明細書「当期積立額」を整合し、「国庫補助金等特別積立金積立額」に計上すること。なお、過年度分の補助金を同特別積立金に積立てる場合は、「その他の特別損失」によること。
 - (2) 取崩は、国庫補助金等特別積立金明細書の(注)に記載のとおり、固定資産の減価償却相当額等の取崩額と同資産の売却または廃棄にともなう取崩額を分けて計上すること。
- 3 拠点区分間固定資産移管は、「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」の当期増加額及び当期減少額欄に記載のうえ、同明細書と固定資産管理台帳との整合性を図ること。
- 4 リース資産（有形・無形）とリース債務（1年基準を含む）が相違していたので、精査のうえ整合性を図ること。
- 5 固定資産売却収入が計上されていたが、該当する固定資産が見受けられなかったので、適性に会計処理すること。

杜の家くりもとに対する監査

| | |
|------|-------------------------|
| 実施日 | 2016年12月13日 |
| 根拠法令 | 老人福祉法 第18条 |
| 対象事業 | 特別養護老人ホーム |
| 実施官庁 | 千葉県 |
| 実施場所 | 杜の家くりもと（千葉県香取市岩部869番60） |
| 監査結果 | 以下のとおり |

指 摘 事 項

報告を要する指摘事項及び報告を要しない指摘事項ともになし。

ショートステイ杜の家くりもとに対する監査

| | |
|------|---------------------------|
| 実施日 | 2016年12月13日 |
| 根拠法令 | 介護保険法 第24条 |
| 対象事業 | 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業 |
| 実施官庁 | 千葉県 |
| 実施場所 | 杜の家くりもと（千葉県香取市岩部869番60） |
| 監査結果 | 以下のとおり |

| 指 摘 事 項 | 改 善 報 告 欄 |
|---|--|
| 【運営に関する事項】運営規程 運営規程第11条中、「成田市の一部、旭市の一部」という記載ではなく、具体的な地名を記載すること。なお、運営規程の変更にあたっては、県高齢者福祉課と事前協議のうえ、変更届を提出すること。 | 指摘の事項については、2017年3月23日の理事会で審議し、「ショートステイ杜の家くりもと運営規程」及び「ショートステイ杜の家くりもと（介護予防）運営規程」の内容を改正いたしました。運営規程改正後、すみやかに、県高齢者福祉課と事前協議のうえ、変更届を提出いたしました。 |

報告を要しない指摘事項

【運営に関する事項】 運営規程
運営規程第10条中、「1割の額」を「介護保険負担割合証に定める割合の額」に修正すること。

福祉楽団地域ケアよしかわに対する監査

| | |
|------|-----------------------------------|
| 実施日 | 2017年1月18日 |
| 根拠法令 | 介護保険法 第24条 |
| 対象事業 | 居宅介護支援 |
| 実施官庁 | 埼玉県 |
| 実施場所 | 福祉楽団地域ケアよしかわ（埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107） |
| 監査結果 | 以下のとおり |

| 指 摘 事 項 | 改 善 報 告 欄 |
|--|---|
| <p>【第3-1 内容及び手続きの説明及び同意】 重要事項説明書について、以下の点を修正してください。 ①事業実施地域及び営業時間に、営業日を運営規程と整合させ、記載すること。 ②苦情の受付について、埼玉県社会福祉協議会運営適正化委員会の連絡先を削除すること。</p> | <p>重要事項について、以下の点を修正しました。 ①営業日について、運営規程に整合させ記載しました。 ②苦情受付期間について、埼玉県社会福祉協議会運営適正化委員会を削除しました。</p> |
| <p>【第3-10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針】 居宅サービス計画の作成にあたって、以下の点を修正してください。 ①居宅サービス計画に、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合は、主治医の指示があることを確認し、確認した書類や確認した経緯の記録を残しておくこと。 ②居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に個別サービス計画の提出を求めること。</p> | <p>①これまでの居宅サービス計画分については、主治医の指示書を取り寄せ、今後については、経緯を記録として残していきます。 ②各居宅介護事業所に早急に提出を求めます。</p> |
| <p>【第3-20 掲示】 相談スペースや玄関など、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。</p> | <p>A4サイズで掲示事項をまとめ、事業所内に掲示しました。</p> |
| <p>【第3-21 秘密保持】 利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。</p> | <p>個人情報使用同意書において、当該家族の欄に、署名をいただいていた家族がいましたので、今後改善します。</p> |

報告を要しない指導事項

【第5-7 特定事業所集中減算】
特定事業所集中減算判定に係る所定の判定書類を作成し、2年間保存してください。